

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年2月までの期間、同年6月から49年3月までの期間、57年1月から58年11月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年2月まで
② 昭和42年6月から49年3月まで
③ 昭和57年1月から58年11月まで
④ 昭和59年4月から61年3月まで

申立期間①、②、③及び④当時は、A村（現在は、B町）Cの班の人が定期的に集金に来ており、その都度、私の妻が国民年金保険料を納めていたはずである。それにもかかわらず、全ての申立期間が未納となっているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②、③及び④当時は、A村Cの班の人が定期的に集金に来ており、その都度、私の妻が国民年金保険料を納めていたはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年8月22日に払い出され、国民年金被保険者資格の取得日は、A村の国民年金被保険者名簿により、同年4月1日に遡及して取得していることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間①、②及び④は平成8年6月10日に、申立期間③は昭和59年8月21日に、いずれも記録の追加訂正により生じた保険料の未納期間であることが確認できることから、当該期間は、記録の追加訂正以前は、いずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付したとす

る妻から聴取したが、「2年から3年ほど前に病気を患ってから、昨日のことも忘れる状況にあり、夫（申立人）の国民年金の加入手続及び保険料の納付については覚えていない。」と供述している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人の妻も、オンライン記録により、申立期間①及び②については、申請免除期間となっていることが確認できる上、申立期間③及び④については、申立人と同様に、昭和59年8月及び平成13年8月の記録訂正により生じた国民年金保険料の未納期間であり、記録の追加訂正以前は、いずれも国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

加えて、B町では、「当時のA村では、地区の婦人会が国民年金保険料の取扱いをしていたが、関係資料が無く、具体的なことは分からない。」と回答しており、申立人の保険料の納付状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで
年金の受給も近くなり、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が納付されていない記録となっていた。私は成人式の日後、国民年金に加入し、その際、A村（現在は、B町）役場で保険料を納付し、国民年金手帳をもらったことを記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「成人式の日後、国民年金の加入手続を行い、村役場で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年4月22日に払い出され、20歳に到達した40年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間の保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索を行ったが、前記の国民年金手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない上、申立人は申立期間当時、A村から他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍及び住民票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年4月22日の時点において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人には過年度納付書により納付したとする記憶は無い上、過年度保険料の納付については、市町村

役場では収納できないことから、村役場で納付したとする主張とは符合しない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録により、申立人は、昭和 40 年度及び 41 年度に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金加入時において、村役場で納付したとする保険料の記憶は、この納付に関するものである可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A川沿い周辺にあったB社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A川沿い周辺のB社に勤務していた。社長はC県出身者であった。事務が二人、社長に専務、運転手、全部で10人くらいであった。」と主張しており、D区に所在するB社について、商業登記簿謄本により確認したところ、当該事業所の本社はE県でD区にF支社が確認できるものの、当該事業所の現在の社会保険事務担当者は、「私は申立期間当時に勤務していないので、当時のことは分からない。当社はG、H関係の仕事をしており、F支社には一人から二人の従業員が在籍している。F県の仕事の発注が入った際に、支社の従業員に連絡し、自宅から現場に出向くようにしている。事業主はI出身である。」と回答しており、申立人の主張とは符合せず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している元同僚4人は姓のみであり、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「申立期間において、J病院に妻が入院した覚えがある。」と主張しているものの、当該病院では、「関係書類の保存年限を

経過したため確認することはできない。」と回答している上、K町役場では、「申立人は、昭和40年4月1日に国民健康保険被保険者資格を取得し、申立期間についても、同被保険者として加入している。また、妻は48年8月1日に同被保険者資格を取得し、現在に至っている。」と回答している。

加えて、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、申立人が主張するA川沿い周辺、かつ、B社と社名の読み方が同じ3社について確認したが、社会保険事務所（当時）の記録では、いずれの3社も、申立期間後の昭和53年、58年及び63年に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。